

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和 4 年 10 月分)

令和 4 年 11 月 30 日

総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	<p>令和 5 年度以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査事項の変更 「健康状態調査票」において合計数を把握していた「脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常」について、「脊柱」、「胸郭」及び「四肢」それぞれの数の把握に変更</p> <p>② 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ</p>	R 4 . 10 . 21
小売物価統計調査	総務大臣	<p>令和 5 年 1 月以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査対象の範囲の変更 構造編の調査品目について、「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」に基づき、2 品目を廃止し、2 品目を追加</p> <p>② 使用する統計基準等の変更 消費者物価指数の作成において使用している統計基準を調査計画に明記</p>	R 4 . 10 . 27
学校基本調査	文部科学大臣	<p>令和 5 年度以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた確報の公表について、印刷物の作成を取りやめ</p> <p>② 集計事項の変更 調査票情報の二次利用により別途集計していた事項について、正</p>	R 4 . 10 . 28

		式な集計事項として追加	
--	--	-------------	--

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。